

## 八戸市新学校給食センターの整備に関する事業者選定支援業務委託 特記仕様書

### 1 委託名

八戸市新学校給食センターの整備に関する事業者選定支援業務委託

### 2 業務の目的

令和7年3月に策定した八戸市新学校給食センター整備基本計画（以下、「整備基本計画」という。）に基づき検討を進める新学校給食センターの設計、建設、厨房機器及び維持管理・運営業務（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき民間事業者を選定する予定であり、本業務は、その選定のための検討や資料作成等、必要な支援を受けることを目的とするものである。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 業務の内容

#### （1）前提条件の整理、業務の進捗スケジュール及びプロセスの整理・共有

- ・令和6年度に実施した「八戸市新学校給食センター整備基本計画策定及びPFI導入可能性調査等業務」の成果をもとに、学校給食センターの整備に係る施設内容や整備手法等の条件整理を行う。
- ・上記を踏まえ、業務の進捗スケジュール、プロセス及び必要なタスクを整理し、発注者と十分情報共有する。

#### （2）実施方針（案）の作成（公表に係る支援含む）

- ・（1）の前提条件の整理を踏まえ、本事業の概要、民間事業者の募集・選定に関する事項、官民のリスク分担等を整理し、PFI法に基づき定める実施方針（案）を作成する。
- ・作成にあたっては、金融、法務、技術等の観点から、必要な調査及び検討を行うこと。

#### （3）要求水準書（案）の作成（公表に係る支援含む）

- ・（1）の前提条件の整理を踏まえ、本事業の設計、建設、厨房機器及び維持管理・運営業務の各段階において、民間事業者が満たすべき要件及びサービス水準等を整理し、要求水準書（案）を作成する。
- ・作成にあたっては、金融、法務、技術等の観点から、必要な調査及び検討を行うこと。特に、新学校給食センターの廃水は、都市下水路に接続することを想定しており、民間事業者へ提供すべき情報を整理して作成するため、必要に応じ、当該下水

路を管理する八戸市の担当部署に接続に、関する技術的な要件等を確認すること。

(4) 市場調査の実施

- ・実施方針（案）及び要求水準書（案）の作成にあたり、本事業に対する民間事業者の参入意向の把握、参入に配慮した実施方針（案）等の検討のため、市場調査を実施する。

(5) 特定事業の評価・選定及び公表に係る支援

- ・実施方針（案）、要求水準書（案）及びこれらに係る民間事業者への市場調査等を踏まえて算定条件等を精査し、本事業の事業費及びVFMを算定する。
- ・特定事業の評価及び選定の公表のため、本事業の事業内容及び算定後のVFM等を示した必要書類を作成するとともに、債務負担行為の設定など、これらに付随する業務支援を行う。
- ・本事業をPFI方式で実施する際の年度ごとの事業費を算定するとともに、民間事業者へ支払う対価の総額を提案上限額として整理した上で、募集要項（案）を作成する。

(6) 事業者選定委員会の設置及び運営等に係る支援

- ・事業者選定委員会の設置のため、選定委員の推薦等を行う。
- ・事業者選定委員会の会議資料案を作成し運営に係る助言等を行うほか、議事録を作成する。
- ・事業者選定委員会の開催回数は4回程度を予定する。

(7) 入札公告関連資料の作成支援

- ・事業者の募集・選定に係る入札公告関連資料として主に次の資料の作成を行う。

①募集要項（案）

本事業に係る民間事業者の募集・選定方法、参加資格要件、提案書の作成要領、対価の支払方法等を整理し、募集要項（案）を作成する。

②要求水準書（案）

実施方針と併せて公表された要求水準書（案）に係る民間事業者からの意見等を踏まえ、要求水準書（案）を完成させる。

③事業者選定基準（案）

民間事業者を選定するための提案書の評価項目、評価の視点、配点等を整理し、事業者選定基準（案）を作成する。

④各種様式集

落札者決定基準を踏まえ、参加事業者に提出を求める提案書の様式を作成する。

⑤基本協定書（案）

事業者との契約に向けた手続き等を整理し、基本協定書（案）を作成する。

⑥契約書（案）

民間事業者の履行业務内容や対価の支払方法、債務不履行・法令変更・不可抗力

発生時等の取扱いなどを整理し、契約書（案）を作成する。

（８）入札説明書等に係る質問に対する回答の作成支援

- ・公表した入札説明書等に係る民間事業者からの質問・意見等を整理し、回答案を作成する。

（９）事業提案書の整理支援

- ・民間事業者から提出された提案書の概要を整理し、事業者選定委員会における審査を支援するための補助資料を作成するとともに、審査結果を踏まえ、審査講評（案）を作成する。

（１０）契約締結に係る支援

- ・民間事業者との契約締結に向け、契約書の整理を行うとともに、事業者との契約締結に向けた調整を支援する。

（１１）その他支援

- ・上記（１）から（１０）における内容以外で、事業の推進にあたり必要な発注者が作成する資料の作成などの支援を行う。

※令和８年１２月までに本事業の事業者を選定することを想定しており、この期限を踏まえて、上記（１）から（１１）までの業務を滞りなく遂行すること。

## ５ 共通仕様書の適用

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書のほか、青森県県土整備部制定の「設計業務等共通仕様書」に基づき実施すること。なお、共通仕様書と本特記仕様書が一致しない場合は、特記仕様書が優先する。また、適用にあたり疑義が生じた場合は、協議すること。

## ６ 再委託

本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。ただし、主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

## ７ 成果物

本業務が完了したときは、次の成果物を提出し、完成検査を受けるものとする。

- （１）報告書 紙媒体（A４縦ファイル）２部
- （２）報告書 電子データ（CD－R等）１部